

2018年10月17日
株式会社ベネッセコーポレーション

各位

ロイロ社に対する勝訴判決のお知らせ

株式会社ベネッセコーポレーション(本社:岡山市、以下「当社」)が、株式会社 LoiLo 社(本社:横浜市、以下「ロイロ社」)から提起されていた損害賠償請求訴訟(平成 29 年(ワ)第 21145 号 損害賠償請求事件)について、2018 年 8 月 17 日に東京地方裁判所において、当社全面勝訴の判決があり、同判決は 9 月 6 日に確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社主張が認められた判決であると理解しており、今後も、お客様が安心して商品・サービスをご利用いただけるよう、一層の努力を重ねてまいります。

記

1. 判決の内容

原告(ロイロ社)の請求を棄却する。
訴訟費用は原告(ロイロ社)の負担とする。

2. 訴訟の内容

本訴訟は、当社の小中学校向け ICT ソフト「ミライシード」に収録されている授業支援アプリケーション「オクリンク」が、ロイロ社の商品「ロイロノート・スクール」の不正競争防止法上の形態模倣に該当すると主張し、同製品に関するタブレット整備商談での失注額 1,600 万円を損害額として、その賠償を求めため、ロイロ社が訴訟提起したものです。

今回の判決で、ロイロ社の請求は棄却され、ロイロ社が形態模倣と主張する機能及び表示について、そもそも商品の形態にあたらぬ、相当程度異なるまたは一般的にありふれたものであるとの判断がなされ、当社の全面勝訴となりました。

以上